

R7.4.1 施行 様式改正 (新規 更新)

業者名：

担当名：

1. 必要書類

| 番号      | 必 要 書 類 一 覧                                | ペー<br>ジ  | 書 類 の 要 否 |    | チ<br>エ<br>ッ<br>ク                    |
|---------|--------------------------------------------|----------|-----------|----|-------------------------------------|
|         |                                            |          | 個人        | 法人 |                                     |
| 1 面     | 免許申請書                                      | 1        | ○         | ○  |                                     |
| 2 面     | 役員に関する事項（法人の場合）                            | 2        |           | ○  |                                     |
| 3 面     | 事務所、政令で定める使用人 及び 専任の宅建取引士に関する事項            | 3        | ○         | ○  |                                     |
| 4 面     | 専任の宅建取引士に関する事項(続き)                         | 4        | ○         | ○  |                                     |
| 5 面     | 証紙貼り付け欄 【沖縄県証紙 3 万 3 千円】                   | 5        | ○         | ○  |                                     |
| 添 付 書 類 |                                            |          |           |    |                                     |
| (1)     | 宅地建物取引業経歴書                                 | 6<br>7   | ○         | ○  |                                     |
| (2)     | 誓約書                                        | 8        | ○         | ○  |                                     |
| (4)     | 専任の宅建取引士設置証明書                              | 9        | ○         | ○  | 【現行】添付書類（3）<br>⇒【改正】添付書類（4）         |
| (5)     | 資産の状況を示す書面                                 | 10       | ○         |    | 【現行】添付書類（7）<br>⇒【改正】添付書類（5）※件名の変更あり |
| (6)     | 相談役及び顧問等調書、5%以上保有株主等                       | 11<br>12 |           | ○  | 【現行】添付書類（4）<br>⇒【改正】添付書類（6）         |
| (7)     | 事務所を使用する権原に関する書類                           | 13       | ○         | ○  | 【現行】添付書類（5）<br>⇒【改正】添付書類（7）         |
| (9)     | 代表者等の連絡先に関する調書                             | 15       | ○         | ○  | 【改正】添付書類（9）※新規追加                    |
| (10)    | 従事する者の名簿                                   | 16       | ○         | ○  | 【現行】添付書類（8）<br>⇒【改正】添付書類（10）        |
| 1       | 案内図                                        | 17       | ○         | ○  |                                     |
| 2       | 事務所付近の都市計画図<br>※用途地域等がわかるもの                |          | ○         | ○  |                                     |
| 3       | 事務所の写真                                     | 18<br>19 | ○         | ○  |                                     |
| 4       | 公的証明書（個人別）<br>※マイナンバーの記載は不可                |          |           |    |                                     |
|         | 代表者<br>（(3)略歴書／登記されてない証明書／身分証明書／住民票）       | —        | ○         | ○  | 【現行】添付書類（6）<br>⇒【改正】添付書類（3）         |
|         | 役員<br>（(3)略歴書／登記されてない証明書／身分証明書）            | —        |           | ○  | 【現行】添付書類（6）<br>⇒【改正】添付書類（3）         |
|         | 政令で定める使用人<br>（(3)略歴書／登記されてない証明書／身分証明書／住民票） | —        | ○         | ○  | 【現行】添付書類（6）<br>⇒【改正】添付書類（3）         |
|         | 専任の宅建士<br>（(8)略歴書／住民票／宅建士証の写し）             | —        | ○         | ○  | 【現行】添付書類（6）<br>⇒【改正】添付書類（8）         |
| 5       | 貸借対照表及び損益計算書（過去 1 年分）                      | —        |           | ○  |                                     |
| 6       | 納税証明書（国税その 1）                              | —        | ○         | ○  |                                     |
| 7       | 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）                         | —        |           | ○  |                                     |
| 8       | 供託書の写し又は<br>弁済業務保証金分担金納付書の写し               | 新規<br>更新 |           | ○  |                                     |

添付書類(9)のみ新規追加です。  
それ以外は件名や番号の変更のみで記載  
内容に大きな変更点はありません。

略歴書「添付書類(3)」について、  
住所・電話番号・生年月日欄が削除  
されました。  
⇒これらは「添付書類(9)」へ記入

《専任の宅建士にかかる変更点》  
・略歴書は「添付書類(8)」を提出。役員等の  
略歴書の様式「添付書類(3)」とは異なります  
ので、間違えないように。  
・令和 7 年 4 月 1 日から登記されてない証明書、  
身分証明書の提出は必要ありません。

■新規・更新

- ①「免許申請の手引」をよく読み、記載内容に誤りや漏れがないよう注意してください。更新の場合、前回の免許申請書の内容も参考にしてください。  
それでもなお、わからない場合のみ、県庁（建築指導課）に助言を求めること。
- ②できるだけ上記の必要書類の順に書類を並べてください。
- ③受付時の形式審査に時間を要するため、来庁の場合は事前にアポイントを取ること。
- ④申請書類は 2 部（正本 1 部、副本 1 部）作成し、2 穴綴じファイルに綴って提出。  
副本（＝申請者控え）は、正本のコピーで可。（副本は県庁で受付後に返却）
- ⑤都市計画図（用途地域等）は、インターネット「沖縄県地図情報システム」等で確認できますが、  
不明な場合は事務所所在地の市町村役場（都市計画担当等）にお問い合わせください。
- ⑥納税証明書の税目は、個人の場合は「申告所得税」、法人の場合は「法人税」を取得。

■更新の場合

- ⑧有効期間満了の 30 日前までに申請できない場合は「遅延理由書」を提出すること。
- ⑨宅地建物取引業経歴書（添付書類(1)）において、報告対象期間内に宅建業の実績が無かった場合は、  
「実績が無いことの理由および今後の事業計画書」を作成し、提出すること。